

「女性に対する暴力」について

「配偶者からの暴力」（ドメスティック・

バイオレンス「DV」）の被害者は、多くの場合女性ですが、「夫が妻に対して暴力を振るうのは仕方ない」との女性を従属的な立場に置く考えから、暴力被害と認識されず、被害者は助けを求めることもままならない状況が続いています。本市では、家庭児童課においてDV被害に関する相談窓口を設けており、平成28年度DV相談件数は445件でした。

最近、話題となっているのが「JKビジネス」の問題です。「モデルやアイドルになりませんか」と声をかけられ、高校生などの若い女性が生性的な被害を受ける問題が発生しています。これも女性に対する暴力の一つです。

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力はいかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。この運動期間をひとつの機会ととらえ、女性に対する暴力の根底にある、女性の人権の軽視をなくし、女性に対する暴力のない社会づくりをすすめていきましょう。